

男女共同参画基本計画(第4次)素案に係るパブリックコメント実施結果

(資料4)

平成31年1月21日から同年2月19日までの間、オープンとくしま・パブリックコメントを実施したところ、9名の方から74件のご意見をいただきました。

寄せられたご意見に対する県の考え方は、次のとおりです。

番号	ご意見・ご提言等	ご意見に対する県の考え方
1	徳島県男女共同参画担当と内閣府男女共同参画局が一体となって、男女共同参画社会の実現を行う。	今後とも、内閣府男女共同参画局等、国の機関と連携を図り徳島県の男女共同参画を推進いたします。
2	徳島県男女共同参画担当が内閣府男女共同参画局と男女共同参画社会の施策について、緊密な連絡調整を行う。	今後とも、内閣府男女共同参画局等、国の機関と連携を図り徳島県の男女共同参画を推進いたします。
3	国の男女共同参画社会基本法並びに国の男女共同参画基本計画と徳島県の徳島県男女共同参画基本条例並びに徳島県男女共同参画基本計画との一体化・融合化を推進する。	本県の徳島県男女共同参画基本条例や徳島県男女共同参画基本計画は、男女共同参画社会基本法や国の男女共同参画基本計画を踏まえた内容となっています。今後も、男女共同参画社会基本法や、国の男女共同参画基本計画の内容を踏まえながら、徳島県の男女共同参画を推進いたします。
4	徳島県男女共同参画担当が、徳島県婦人団体連合会、国際女性教育振興会徳島県支部、ガールスカウト日本連盟徳島県支部等の女性団体に物心両面からの支援を行う。	現在、様々な団体と連携を図りながら、施策を進めております。いただきましたご意見を参考に男女共同参画施策を推進いたします。
5	徳島県男女共同参画担当が、県内すべての市町村に女性センターの開設又は男女共同参画センターの開設の行政指導を行う。	市町村施策において、男女共同参画が実現されるよう、今後も市町村に対し、積極的に働きかけてまいります。
6	徳島県が「男女共同参画立県 とくしま」になる。	「男女共同参画立県とくしま」の実現に向けて、今後も様々な施策を推進してまいります。
7	徳島県男女共同参画担当の行政指導によって、県内すべての市町村が市町村男女共同参画条例の制定と市町村男女共同参画基本計画が策定ができるようにする。	市町村施策において、男女共同参画が実現されるよう、今後も市町村に対し、男女共同参画条例の制定や男女共同参画基本計画の策定について、積極的に働きかけてまいります。(素案主要課題11(3)⑥に記載。)
8	徳島県男女共同参画担当の行政指導によって、県内すべての市町村が市町村男女共同参画宣言文の宣言を行わせる。	市町村施策において、男女共同参画が実現されるよう、今後も市町村に対し、積極的に働きかけてまいります。

番号	ご意見・ご提言等	ご意見に対する県の考え方
9	徳島県男女共同参画担当が、各地域の公民館で開講している女性学級に物心両面からの支援を行う。	いただきましたご意見につきましては、今後の施策を推進する上で参考とさせていただきます。
10	徳島県男女共同参画担当が、徳島労働局の雇用環境・均等室と一体となって「男女雇用機会均等法」に基づいて、各事業所ごとに「雇用機会均等推進責任者」の選任及び「職業家庭両立推進者」の選任の普及促進を行う。	今後も、労働局と連携を図りながら、男女雇用機会均等法の理念が実現されるよう、普及啓発に取り組んで参ります。
11	徳島県男女共同参画担当が、公益財団法人21世紀職業財団関西事務所一体となって、女性リーダー養成講座の開催や働き方改革研修会の開催を行う。	県では、関係団体と連携を図りながら、女性のリーダーの養成研修や働き方改革のセミナー、事業所内保育施設の整備促進を行っているところです。 いただきましたご意見につきましては、今後の施策を推進する上で参考とさせていただきます。
12	徳島県男女共同参画担当が、公益財団法人21世紀職業財団関西事務所と一体となって、各事業所ごとに「事業所内託児所」の整備促進を行う。	県では、関係団体と連携を図りながら、女性のリーダーの養成研修や働き方改革のセミナー、事業所内保育施設の整備促進を行っているところです。 いただきましたご意見につきましては、今後の施策を推進する上で参考とさせていただきます。
13	徳島県男女共同参画担当と徳島県教育委員会が一体となって、県内の公立高校の家庭科における保育の授業において、保育所や認定こども園での保育実習を増やす。	高等学校学習指導要領「家庭」では、「学校家庭クラブ活動などとの関連を図り、乳幼児との触れ合いや交流などの実践的な活動を取り入れるよう努めること」と示されており、各校においては、学校や地域の実態等に応じて、取り組んでいるところです。 いただきましたご意見につきましては、今後の施策を推進する上で参考とさせていただきます。
14	徳島県男女共同参画担当と徳島県教育委員会が一体となって、県内の公立小学校において女性の学校長を増やす。(いわゆるお母さん校長先生)	いただきましたご意見につきましては、今後の施策を推進する上で参考とさせていただきます。
15	徳島県男女共同参画担当が、徳島県の審議会等に女性の高度人材(博士号の学位を有する女性・辯護士・医師・歯科医師・獣医師・公認会計士・税理士・不動産鑑定士・一級建築士・弁理士・技術士・中小企業診断士・社会保険労務士)の人材登用を行う。	現在も徳島県の審議会等に専門職の資格等をお持ちの方に、多く委員としてご活躍いただいているところですが、今後もより一層多くの女性にご活躍いただけるよう施策を推進いたします。

番号	ご意見・ご提言等	ご意見に対する県の考え方
16	徳島文理大学・児童学科において、男の保育士の人材育成を推進する。	保育や看護など、男性の参画が少ない分野、また逆に、林業や漁業など女性の参画が少ない分野について、両性の参画と活躍を促す施策を推進してまいります。
17	四国大学・児童学科において、男の保育士の人材育成を推進する。	保育や看護など、男性の参画が少ない分野、また逆に、林業や漁業など女性の参画が少ない分野について、両性の参画と活躍を促す施策を推進してまいります。
18	徳島県男女共同参画担当と徳島県教育委員会体育学校安全課が一体となって、男女共同参画の観点から県内の公立高校の体育実技の授業に競技ダンスを取り入れる。 ※ 東京大学ダンス競技部、一橋大学ダンス競技部、東京外国語大学ダンス競技部、早稲田大学ダンス競技部、慶応義塾大学ダンス競技部など	いただきましたご意見につきましては、今後の施策を推進する上で参考とさせていただきます。
19	徳島県男女共同参画担当、徳島県人事課、徳島県人事委員会事務局が一体となって、女性の特別職(女性副知事など)を任用し、女性の視線からの男女共同参画の施策の推進を行う。	県では、組織運営・施策推進に女性の視点が反映されるよう、管理職への女性登用に積極的に取り組むとともに、教育委員会委員をはじめ人事委員会委員、監査委員、公安委員会委員など、県の特別職として、多くの女性を任命しております。さらに、県の審議会等においては、女性委員の比率が56.2%(H30.6.1時点)と過去11年間、平成28年度を除き全国1位となっており、全国の女性活躍をリードする存在となっています。今後とも、女性の視点を生かした施策が一層推進できるよう、政策・方針決定過程への女性参画を積極的に進めて参ります。
20	知事自ら、県内の企業トップに女性活躍推進に取り組むように依頼。特に300人以上で女性活躍が進んでいない企業のトップと話し合い、ダイバーシティ2.0の行動ガイドラインに沿った取り組みをするようにして頂きたい。	企業等に対し、女性活躍に係る情報提供等を行い、トップの意識改革を推進することで、女性活躍の気運醸成を促進します。(素案主要課題1(1)③に記載。) いただいたご意見につきましては、今後の施策を推進する上で参考とさせていただきます。
21	企業の男性リーダー「輝く女性の活躍を加速する男性リーダーの会」の行動宣言に賛同の推進。	徳島県知事も「輝く女性の活躍を加速する男性リーダーの会」に賛同させていただいているところです。今後、更に周知広報を図り、賛同者の増加に取り組むとともに、計画にも記載します。

番号	ご意見・ご提言等	ご意見に対する県の考え方
22	男性の育児参画推進も企業トップの経営者がイクメン、イクボス育成や育休取得できるような企業風土醸成の取り組むことを明言するように意識改革を実施。	男性の家事や育児、介護等への参画についての社会的気運の醸成を強力に推進するとともに、男性が育児に参画できる働き方を普及促進するため、子どもの出産前後における休暇や育児休業を男性が積極的に取得できるよう、企業に対して働きかけます。(素案主要課題2(2)①に記載。) なお、いただいたご意見につきましては、今後の施策を推進する上で参考とさせていただきます。
23	企業トップセミナー、男性管理職向けセミナー、優良取組事例発表会、イクメン・イクボス推進キャンペーン。	男性の家事や育児、介護等への参画についての社会的気運の醸成を強力に推進するとともに、男性が育児に参画できる働き方を普及促進するため、子どもの出産前後における休暇や育児休業を男性が積極的に取得できるよう、効果的な啓発方法を検討しながら、企業に対して働きかけていきます。(素案主要課題2(2)①に記載。)いただいたご意見につきましては、今後の施策を推進する上で参考とさせていただきます。
24	経営者や管理職はもとより、実務を行う人事担当者や女性活躍推進担当者に対して職位に合わせた意識改革やセミナーの実施。	仕事と家事や育児、介護等の両立について、経営者や管理職を含むすべての人を対象に、講座や講習会等を開催し、意識改革と知識の習得促進を図ります。(素案主要課題2(1)①に記載。) なお、いただいたご意見につきましては、今後の施策を推進する上で参考とさせていただきます。
25	はぐくみ支援企業とは別に、女性の活躍推進している企業の認証制度の設立。表彰、認定マーク。(他県で実施)	いただいたご意見につきましては、今後の施策を推進する上で参考とさせていただきます。
26	主に配偶者が妊娠中の男性を対象とした、育児家事を連続講座、父親学級の実施。(香川県で実施)	いただいたご意見につきましては、今後の施策を推進する上で参考とさせていただきます。
27	おぎゃっと21で男性の育児参画推進するワークショップや広報コーナーの設置。	いただいたご意見につきましては、今後の施策を推進する上で参考とさせていただきます。

番号	ご意見・ご提言等	ご意見に対する県の考え方
28	男性の育児参画を推進する企業の認定制度の設立、表彰、認定マーク。(広島県、山口県で実施)	子育てを支援する企業の認定制度については、次世代育成支援対策推進法に基づき厚生労働大臣が認定する「くるみん」や「プラチナくるみん」があり、男性の育児休業の取得率等が考慮されます。また、県でも、子育て支援を積極的に行う企業等を「とくしま子育て大賞」(子育てサポート部門)で表彰し、企業・団体における男性の育児参画などの子育て支援の普及・啓発に取り組んでいます。いただいたご意見につきましては、今後の施策を推進する上で参考とさせていただきます。
29	徳島県内の企業経営者やリーダーで構成するイクボス同盟の設立。(広島県で実施)	県では平成27年度から、企業経営者や管理職を対象とした「イクボス研修」を実施し、企業・団体における子育て支援の普及に取り組んできました。今後の研修のあり方や効果の継続、発展などを検討する上で、いただいたご意見を参考にさせていただきます。
30	徳島県版の父親手帳の作成と配布。母子手帳と同じように対象者に配布をお願いします。	効果的な方法を検討しながら、啓発に取り組んでまいります。いただいたご意見につきましては、今後の施策を推進する上で参考とさせていただきます。
31	男性の一定期間の育休取得、父親学級などプレパパ講習の義務化を条例化。徳島県全体でロールモデルとして実施して、効果を国に報告して法律化の提言。	子育て対策と企業経営のバランスの観点から、強制力のある条例化等については困難と考えますが、育休取得の促進や父親学級の開催などは意義のある内容であり、今後の施策の推進において、参考にさせていただきます。
32	徳島県、各市町村の女性活躍推進の活動報告をまとめてパンフレットや資料で紹介。県のHPでも公開。(香川県で実施)	県では、「とくしま」はたらく女性応援ネット」において、県の活動状況や「働く女性のロールモデル事例集」などの紹介をしています。 いただいたご意見につきましては、今後の施策を推進する上で参考とさせていただきます。 【URL】 https://www.pref.tokushima.lg.jp/hataraku-josei/
33	輝く女性を紹介するパンフレット作成。(香川県で実施)	県では、「とくしま」はたらく女性応援ネット」において、県の活動状況や「働く女性のロールモデル事例集」などの紹介をしています。 いただいたご意見につきましては、今後の施策を推進する上で参考とさせていただきます。 【URL】 https://www.pref.tokushima.lg.jp/hataraku-josei/

番号	ご意見・ご提言等	ご意見に対する県の考え方
34	ダイバーシティ推進や働き方改革をしている企業の紹介パンフレット作成や就活中の学生への紹介、シンポジウム実施など。(岡山県で実施)	県内企業への就職を検討している学生に対し、県内企業の情報を適切に提供することは重要であると認識しています。一人でも多くの学生に、就職先として県内企業を選んでいただけるよう、情報提供に努めてまいります。
35	はぐくみネットを知りたい情報を探しやすいサイトになるように、リニューアルして欲しい。今のサイトは知りたい情報が探しにくい。	利用者の利便性を念頭に、できる限り使いやすいサイトになるよう努力します。
36	徳島県内全体の子育て関連のイベント情報を集約して情報発信。	できる限り有用な情報の発信に努めてまいります。
37	はぐくみネットで、県内の子育て支援施設や保育園などの詳細な紹介記事を掲載。	できる限り有用な情報の発信に努めてまいります。
38	はぐくみ支援企業をさらに高い基準にしてプラチナはぐくみ支援企業(例)として認定制度の設立、表彰、認定マーク。(島根県で実施)	いただいたご意見につきましては、今後の施策を推進する上で参考とさせていただきます。
39	県内企業などの「イクボス」を対象とした表彰制度の設立。(島根県で実施)	育児支援に関する表彰制度として、「はぐくみ支援企業」表彰制度や、「男女共同参画立県とくしまづくり表彰」などを創設し運用しているところです。 いただいたご意見につきましては、今後の施策を推進する上で参考とさせていただきます。
40	女性活躍推進の行動計画を提出、公開はしているので女性活躍推進はしています。という企業も多いと思います。企業トップに対してCSRやSDGsの観点からどういった女性活躍推進が必要かを説明して、積極的な女性活躍推進の取り組みを促して頂きたいです。	企業等に対し、女性活躍に係る情報提供等を行い、トップの意識改革を推進し、企業等における女性活躍の気運醸成を促進します。(素案主要課題1(1)②に記載。) なお、いただいたご意見につきましては、今後の施策を推進する上で参考とさせていただきます。
41	徳島県内の大手企業で積極的な取り組みができていない企業の経営トップに、知事自ら取り組むように促して頂きたいです。	企業等に対し、女性活躍に係る情報提供等を行い、トップの意識改革を推進し、企業等における女性活躍の気運醸成を促進します。(素案主要課題1(1)②に記載。) なお、いただいたご意見につきましては、今後の施策を推進する上で参考とさせていただきます。

番号	ご意見・ご提言等	ご意見に対する県の考え方
42	<p>H30年のとくしまフューチャアカデミーに参加させていただきました。十分に開催の意図や目的を理解していないままの参加でしたが、受講することで社会参画をしていきたいという気持ちになり、今後の人生を大きく変えるような経験をさせていただきました。おそらく自分のように「気が付いていない」人が徳島県にも多く存在し、くすぶっていると感ずます。</p> <p>その理由として、子育て世代の家庭は家と仕事で手がいっぱい自分で構っている時間がありません。自分では気が付かないなら、企業がまずリカレント教育について意識をすることが必要だと感じます。そのためにはリカレント教育を受けることで得られる企業側のメリットを県が訴えていくことが必要なのではないのでしょうか。</p>	<p>県では、出産や育児、介護等により離職せざるを得なかった女性の再就職や、これから働こうとしている女性、また、管理職等を目指す女性のキャリアアップを図るための講座・セミナーを開催するなど、ライフステージに合わせたリカレント教育を実施し、女性の活躍を支援します。今後、企業トップの方にこの計画の内容について、リカレント教育の必要性やメリットを含め、広報周知を行ってまいります。</p>
43	<p>子供を預ける場所の確保です。保育園や幼稚園などは選ぶことができますが、こどもが小学校に上がると預ける場所はほぼ「学童」に頼らざるを得ません。狭いスペースに多くの子どもがひしめき合い、ストレスを感じるこどもも多いと思います。そういったことで居場所を確保できないこどもが学童を去ってしまうと、もう親が面倒みる以外に選択肢はありません。結果働くことができなくなるという悪循環です。こどもが心地いい環境の整備をお願いします。</p>	<p>全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごすとともに、多様な体験・活動を行うことができるようにするため、放課後児童支援員等の質の向上や「放課後児童クラブ」等の受け皿確保を図ります。(素案主要課題2(3)⑤に記載。)</p>
44	<p>p.3(4)“家族を構成する「男女」が” →“家族を構成する「当事者同士」が”が適当 【理由】同性同士の事実婚など法律婚以外の形態で家庭を構成しているケースにも配慮できるため。</p>	<p>ご指摘いただいたとおり、同性婚の方など、「家族」を構成するのは、いわゆる「男性」と「女性」に限られるものではなく、現代の「家族」の在り様、また性の在り様は様々となっているところです。このような現代において、「男女」という表記には違和感を感じる方がおられることは当然のことではありますが、本県の男女共同参画施策の推進に当たっては、素案第2章3(8)に記載のとおり、多種多様な人々が共存する「ダイバーシティ徳島」の実現を旨とし、「男女」の枠に当てはまらない方々にも配慮しながら進めているところです。さらに、いわゆる「女性」と「男性」の格差はまだ存在しており、「男女」共同参画を一層推進する必要性に鑑み、当計画においては「男女」の表記を従来どおり使用することとします。</p>
45	<p>p.9<現状と～方向性>“男性が家事や育児、介護等を行う「意義」を理解し” →“男性が家事や育児、介護等を行う「必要性」を理解し”が適当 【理由】家事や子育て・介護は「意義があるから」以前に「しないと自分や子、親が死んでしまう」からしているのであって、意義を理解することは「上から目線での支援」にしかならない。そこから意識改革をしなければ課題解決にはならない。</p>	<p>ご指摘いただいた点について、現在、子育てや介護など家庭における役割分担が女性に偏っている現状があるのは、男性が長時間労働などで家事にあてる時間がなく結果として女性に負担がかかる場合のほか、男性が必要性は認めていても性別役割分担意識など何らかの理由から自分がする「意義」を見出さないために、しないという場合も多いのではないかと思われまます。そのため、県としては、素案(主要課題2<現状と課題及びその解決に向けての方向性>)にも記載しましたとおり、男性が家事や育児、介護等を行う「意義」を理解することは極めて重要なことと考えており、今後も男性の家事、育児や介護に対する意識改革を図るための取組を進めてまいります。</p>

番号	ご意見・ご提言等	ご意見に対する県の考え方
46	<p>p.17(1)④“若年層を対象とする啓発” →“それぞれの世代に応じた啓発” 【理由】性暴力は若年層の問題ではなく、特に加害者は若年層でないことが多い。子どもから高齢者まで全世代への啓発活動を行うことが求められているため。</p>	<p>女性に対するあらゆる暴力の根絶については、素案主要課題5(1)に「女性活躍以前に解決すべき最も重要な課題である女性に対するあらゆる暴力の根絶に向け、広く啓発を行う」と記載したとおり、広く全世代に向けた啓発を行っているところです。ただ、若年層に向けての啓発は、将来にわたる被害・加害を防ぐことにつながり、暴力防止に向け非常に効果的であることから、県内の中学生・高校生・大学生等を対象に「デートDV防止セミナー」を開催するなど、県としては若年層への啓発に特に力を入れています。</p>
47	<p>p.21(1)⑧“特に女性については” →記載の必要なし 【理由】妊娠・出産時の喫煙のリスクは父親になる男性にも大いに関係のある事項であり、この言葉を記載することは「女性は子どもを生むものだ」という固定的な概念を肯定するものとなるため。</p>	<p>将来的に妊娠や出産を希望する場合をふまえ、喫煙や飲酒が母体へ大きな影響をもたらすことを考慮し、特に女性に対する思春期早期からの情報提供に努めているところですが、ご意見の趣旨については、この計画の本旨ですので、計画の作成に活かしてまいります。</p>
48	<p>p.21(2)冒頭および①“母性の尊重と保護” →“子どもとの愛着形成の尊重・保護”とすべき 【理由】「母性」という旧来の価値観に基づく概念ではなく、発達心理学においてその重要性が立証されている「愛着形成」という語を用いる方が望ましいと思われるため。</p>	<p>ここでいう「母性」とは、妊娠・出産といった生殖のための身体的機能のことを意味しており、何らかの社会的な価値観を伴うものではないと認識しております。母性の中でも代表的な機能である妊娠・出産は、母体にとって喜びをもたらすと同時に、防衛本能も働き、不安ももたらします。そうした母親の不安に周囲が早期に気づき、安心・安全な妊娠・出産を実現していただけるよう、取り組みを行っているところです。その中で、この度ご提案いただきました「愛着形成」という言葉は大変重要ですので、計画に反映させていただきます。</p>
49	<p>p.6(1)⑤⑥ 認証制度について →女性活躍支援や多様性に配慮した雇用に積極的な企業には統一した認証を作り、星(★)の数などで差別化すべき 【理由】「認定」が多種類存在すると混同を招き、認知が進まない可能性が高いため。</p>	<p>いただいたご意見につきましては、今後の施策を推進する上で参考とさせていただきます。</p>
50	<p>p.8(6)① ハラスメント防止策について →ハラスメントを監視、被害者を救済する第三者機関の構築について明記すべき 【理由】啓発や被害者の告発に頼るよりも、客観的な視点で現場への指導を行うシステムの構築が有効なため。</p>	<p>いただいたご意見につきましては、今後の施策を推進する上で参考とさせていただきます。</p>
51	<p>p.11 ③ 子育て支援体制の強化について →「幼稚園」でなく、国が普及を進めている「子育て世代包括支援センター」等での支援体制強化を明記すべき 【理由】国が平成32年度末までの全国展開をうたう当該施設の整備が徳島県ではほとんど進んでいないため。</p>	<p>「子育て世代包括支援センター」の設置促進については、素案主要課題6(2)⑥に記載しているところです。併せて、ご意見をいただきました「主要課題2 仕事と生活の調和を図るために必要な環境の整備」にも記載します。</p>

番号	ご意見・ご提言等	ご意見に対する県の考え方
52	<p>p.13(2)働き方改革について → 副業解禁の充実を図るべき 【理由】多様な働き方について明記しているのに、組織のイノベーションやクリエイティブ性の向上につながる副業解禁について明記されていないため。都市部では民間企業の副業解禁・支援が進んでいる。</p>	<p>副業・兼業については、平成30年1月に厚生労働省が作成した「副業・兼業の促進に関するガイドライン」において、その環境整備の重要性が記載されています。各制度的課題の検討については、今後行われることとなっていることから、今後も、国の動向を注視しながら、適切な対応を図って参ります。</p>
53	<p>p.18(3)⑦被害防止のための啓発について →若年層だけでなく、全世代への啓発活動が重要。 【理由】被害に遭いやすいのは若年層だが、本当に啓発する必要があるのは被害者ではなく加害者側や支援者側である。よって、若年層だけでなく、それを支える親世代や地域などへの啓発を同時に行わなくては意味がないため。</p>	<p>現在、県では全世代に向けて啓発活動を行っているところですが、性犯罪や性暴力については、若年層が被害を受ける割合が他の年代よりも多いにもかかわらず、被害についての認識がないなどの理由から相談に至る若い人の割合はまだ低いのが現状です。このような理由により、一般向けの啓発を行うと同時に、特に若年層に向けた啓発に取り組んでいく必要があると考えています。</p>
54	<p>p.19(4)ストーカーへの規制について →「女性等」ではなく「被害者」への支援であるべき 【理由】ストーカー規制法は被害者を女性に限定していない上、ストーカー問題に関しては男性の被害者も顕著なため。</p>	<p>ご意見のとおり、ストーカー行為を含む犯罪に対しては、性別を問わず対策を講じるとともに、被害者への支援を実施しております。主要課題が特に「女性に対するあらゆる暴力の根絶」を取り上げていることから例示として「女性等」の語句を使用いたしました。この状況を踏まえ、女性に限らない表記に変更します。</p>
55	<p>p.30(2)⑥ 学校における相談支援体制の整備充実について → 学校内外での相談支援体制の整備充実を図るべき 【理由】学校はただでさえ業務過剰であるから教員の負担は軽減すべきであるし、学校だけに対応を求めるのではなく地域全体で子どもたちのキャリア教育や相談事業に関わるべきである。</p>	<p>スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーによる教育相談体制の充実に、今後も努めて参ります。 いただいたご意見につきましては、今後の施策を推進する上で参考とさせていただきます。</p>
56	<p>丁寧な注釈がその都度付けられており、分かりやすく良いと思います。</p>	<p>県民の皆様によりわかりやすい計画となるよう、工夫いたします。</p>
57	<p>簡単な目次のようなものがあれば、どこに何が記載されているか探しやすいと思います。</p>	<p>目次をつけ、県民の皆様によりわかりやすい計画となるよう、工夫いたします。</p>
58	<p>第三次計画から新たに追加された箇所や引き続き記載される箇所などが“新”や“再掲”などで分かりやすく表記されており、良いと思います。</p>	<p>県民の皆様によりわかりやすい計画となるよう、工夫いたします。</p>

番号	ご意見・ご提言等	ご意見に対する県の考え方
59	<p>(働き方改革に関する意見として)・イクボスとして、知事に県内の企業の昔ながらの風土を変えていただきたいです。 徳島県内の企業の社長と、知事が話す機会を設けていただきたいです。企業にとってもPRなどメリットとなる方法で、そういった機会を設けられないでしょうか。</p>	<p>企業等に対し、女性活躍に係る情報提供等を行い、トップの意識改革を推進し、企業等における女性活躍の気運醸成を促進します。(素案主要課題1(1)②に記載。) なお、いただいたご意見につきましては、今後の施策を推進する上で参考とさせていただきます。</p>
60	<p>(働き方改革に関する意見として)・計画を進める立場の県職員の方々が、一部の方だけなのかもしれませんが身を削るような働き方をされているように思います。 小さな中小企業となるとさらに、働き方改革を行うと仕事が回らない、やっていけない、そんな現状があります。 マネジメントや時間の使い方、働き方改革について、社長も、社員も、自営業者も、誰もが学習できる機会(働き方改革推進のために利用できるバックアップやサポート)を作っていたいただきたいです。 (既にある場合は周知徹底をお願い致します) 特に、身を削るような働き方をしている方や団体が優先的にそういった講座に参加できるよう配慮をお願い致します。</p>	<p>県では、社会保険労務士会等と連携し、「働き方改革」に関するセミナーや、社会保険労務士による相談会を実施しております。今後ともセミナーへの参加を呼びかけるとともに、「働き方改革推進支援センター」などの相談窓口等の情報提供に努めて参ります。</p>
61	<p>(イクメン・カジダン大賞の名称や募集文章に関する意見として)・育児をすることは当たり前前のことのため、「イクメン」と呼ばれることに抵抗を感じる男性もいる。名称を「とくしま子育て大賞 パパ部門」など、何か他のものに変更できないでしょうか。</p>	<p>いただいたご意見につきましては、今後の施策を推進する上で参考とさせていただきます。</p>
62	<p>(イクメン・カジダン大賞の名称や募集文章に関する意見として)・イクメン・カジダン大賞対象が「家庭での育児や家事に積極的に協力...」となっているが、「協力」と言う表現には違和感があるため「参画」等、違う表現に変更していただけないでしょうか。</p>	<p>「育児・家事への平等な男女参画」という意識を大切に、表現に配慮します。いただいたご意見につきましては、今後の施策を推進する上で、参考とさせていただきます。</p>
63	<p>(イクメン・カジダン大賞の名称や募集文章に関する意見として)・周囲にはこの「とくしま子育て大賞」を知らない方がほとんどです。そこで、徳島新聞やタウン誌などと連携し、おぎやっつでの表彰式や受賞された方を取り上げるなどPRを強化していただきたいです。</p>	<p>効果的な情報発信の方法を検討し、啓発に取り組んでまいります。いただいたご意見につきましては、今後の施策を推進する上で参考とさせていただきます。</p>

番号	ご意見・ご提言等	ご意見に対する県の考え方
64	<p>(とくしまフューチャーアカデミーに関して)・ぜひ今後も続けていただきたい事業です。自分自身が学生のうちにこういったプログラムに出会えていたらと思う、素晴らしい内容でした。</p> <p>もっと多くの方や、特に学生をはじめ若い世代の女性に知っていただきたいため、継続と広報の強化をおねがい致します。</p>	<p>政策・方針決定過程への女性や若者の参画を促進し、女性活躍のすそ野の拡大を図るため、人材育成のための学びの場の確保が非常に重要であると認識しているところです。今後も、いただいたご意見を参考にしながら、施策を推進して参ります。</p>
65	<p>(在宅育児家庭の負担軽減に関して)・地域により必要となる支援内容や、足りないサービスも異なると思います。</p> <p>クーポン交付については、配布して終了ではなく、交付後に実際の利用についての結果から需要や供給についてのデータをまとめ、ぜひ今後の支援の検討材料として活かしていただきたいです。</p>	<p>事業の効果を検証し、今後の施策に活かしてまいります。いただいたご意見につきましては、今後の施策を推進する上で参考とさせていただきます。</p>
66	<p>(テレワークに関して)テレワーカーの養成により、どのくらいのスキルが身につく、どのくらいの時間でどのくらいの収入化が期待できるのか、具体的なケースの紹介や、結果については公開されているのでしょうか？</p> <p>特にクラウドソーシングでは低価格の単価の仕事も多く、一定のスキルがないと時間や労力を搾取される傾向にあります。</p> <p>実際に納税できるくらいの収入を得ることのできるようになる人材を育成することのできる事業なのでしょうか。それとも、在宅でも社会との繋がりと云った点での、収入の大きさを重視しない類のものでしょうか。</p> <p>公開データ等がありましたら、教えてください。</p> <p>また、一定の収入化を目指す人に対して、よりスキルアップできる専門的な講座などがあると嬉しいです。</p>	<p>平成30年度におけるテレワーカーの養成講座においては、検索スキルやCMS、ウェブアクセシビリティなど、基本的な知識を習得することを目的として実施しており、その後の就業状況については、今のところ把握できておりません。</p> <p>なお、「テレワークセンター徳島」において、テレワークに関する相談やイベント、セミナーを実施しています。また、テレワークに関する情報収集のための資料コーナーや、体験できるコーナーも設置しております。</p> <p>スキルアップ研修については、今年度実施する予定となっておりますので、ぜひご参加ください。</p>
67	<p>ページ7</p> <p>⑥女性が働きやすい職場や女性活躍推進のためのロールモデルを紹介するとともに、現場で抱える課題の解決に役立つポータルサイトの内容を充実させ、女性活躍の「見える化」を図ります。</p> <p>こちらについて、「現場で抱える課題の解決に役立つポータルサイト」とは既に存在するポータルサイトサイトでしょうか？どのようなサイトがあるのか教えてください。</p> <p>それとも、今後新しく作られる予定のポータルサイトサイトでしょうか？</p>	<p>県では、「とくしま」はたらく女性応援ネット」において、「現場で抱える課題の解決」に役立つ情報を掲載しています。今後も、当サイトの内容を充実させ、より多くの方に対し役立つ情報を提供できるよう、努めて参ります。</p> <p>【URL】 https://www.pref.tokushima.lg.jp/hataraku-josei/</p>

番号	ご意見・ご提言等	ご意見に対する県の考え方
68	<p>・主要課題4-(2)-③ 国際的な見識を備えた女性リーダーの養成、とは具体的にどのような養成をされている、もしくは考えられているのか？(具体的なものがあるのであれば明記してもいいのでは？)</p>	<p>社会教育関係団体を対象に、男女共同参画に関する海外視察研修への参加を支援することで、女性リーダーの育成を図っています。</p>
69	<p>・主要課題9-(2) 男性にとっての男女共同参画の推進で、出産前後における休暇及び育児休業の取得に力をいれているように見えるが、休暇取得促進に力を入れるより、男性が日々の家事・育児に携わる時間を増やすには具体的にどうすればよいか、どうすればできるようになるのか？しっかり、具体的な対策案を盛り込んでほしい。(今後、男性にアンケートなどを取るなどして、もっと男性も参画する、できるようにつなげてほしい。そして、男性が家事に参加する時間が日本一、世界一になるような徳島県を目指してほしい。そうすれば、女性も自分の時間が増えると思う。)</p>	<p>いただいたご意見につきましては、今後の施策を推進する上で参考とさせていただきます。</p>
70	<p>・可能であれば、計画に対して、実際に具体的にどのようなことが行われているのかを質問できる機会を設けてもらいたい。</p>	<p>策定された計画の進捗状況については、県の審議会である男女共同参画会議に毎年報告しております。当審議会では、委員以外の方は質問できませんが一般公開しており、事前申込みにより審議の状況を傍聴することが可能となっております。</p>
71	<p>【第1章】計画の策定の趣旨「1計画の性格(2)」にある男女共同参画基本計画策定済の県内市町村:8市3町について、残りの町村の策定が進んでいなければ、企業や大学、民間団体等への協力は難しいのではないかと感じます。現在展開途中かもしれませんが、第4次素案であることを鑑みると、もう少し働きかけが必要ではないかと感じました。</p>	<p>ご指摘いただいた点について、現在策定が出来ていない町村について、計画を策定するよう働きかけを行っているところです。さらに働きかけを強め、計画のひな形を示す等の支援や、策定済みの市町からの具体的な方法の提供等、未策定の町村においても計画策定が進むよう取り組んでまいります。(素案主要課題11(3)⑥に記載。)</p>
72	<p>基本方針I 推進計画1～3について、企業を巻き込んだ計画について、内容は素晴らしいと思います。女性活躍推進の意識や取り組みは、企業により大きな差があるように感じます。推進がすすんでいない企業にどういったアプローチを検討しているのか非常に興味があります。 このことから、県主催の「ウーマンビジネススクール」「TFA」などの育成プログラムにおいて(大学の単位制のような)受講ポイント制などを導入し、企業内での評価制度のポイントの一つとなるよう徳島県独自の施策として構築できないものでしょうか。 また、これらの学びの機会を郡部の女性や若者が受講しやすいよう、市役所の会議室等で実施できれば、県内全域でバランスの取れた推進になるのではないかと考えます。テレビ会議システムなども検討していただければ、郡部の中小企業にとっても、女性活躍の推進に着手しやすいと思います。</p>	<p>企業等に対し、女性活躍に係る情報提供等を行い、トップの意識改革を推進することで、女性活躍の気運醸成を促進します。(素案主要課題1(1)②に記載。) なお、いただいたご意見につきましては、今後の施策を推進する上で参考とさせていただきます。</p>

番号	ご意見・ご提言等	ご意見に対する県の考え方
73	<p>基本方針Ⅱ-7-(1)ひとり親家庭等への支援ですが、方向性や方策から支援対象者は女性に限定されているように読み取れます。母子家庭より父子家庭の方が税制面でも就労面でも不利な部分があるのが現状と思います。こういった状況が、母親が子を養育するという構図が一般的になっている一因とも考えられるため、支援対象を女性のみ限定にするのは検討の余地があるのではないのでしょうか。もし、男女を対象としているなら、誤解を招かない表現に変更すべきと感じます。</p>	<p>素案主要課題7(1)に記載の「ひとり親家庭等への支援」につきましては、女性に限定したものではなく、父子家庭も含めた施策として実施しているところです。この対策を、当計画の主要課題7「生活上の困難を抱える女性等への支援」の中に位置付けているのは、これまでの社会的な経緯により、女性の方が男性よりも経済的な面などにおいて生活上の困難に陥りやすい状況にあることを踏まえたもので、今後とも父子家庭にも配慮した支援を実施することで男女共同参画の推進に資するよう、取り組んでまいりますので、ご理解くださいますようお願いいたします。</p>
74	<p>「政策・方針決定過程への女性の参画の促進」について 今回のようなパブリックコメントや審議委員・公募委員などにもっと積極的に関わっていきたいと思うが、情報を適切な時に得ることが少し難しいように思う。 また、パブリックコメントなどの関わり方があることを知っている人も多くはないように思う。 関わりたい人が任意で登録し、そこに適切な時期に必要な情報が入るシステムが欲しい。そしてその情報を広報して欲しい。</p>	<p>パブリックコメントの意見募集に当たっては、徳島県ホームページへの掲載に加え、県の広報ツール(新聞、ラジオ、メールマガジン)において、広報を行っております。 なお、メールマガジンは、毎月第2、第4金曜日に任意でご登録いただいた方へ配信を行っており、意見募集中の計画等についてもお知らせしております。 また、県の関係機関や各市町村役場などにパブリックコメントの意見提出用紙を設置し、広く周知を行うなど、多くの県民の皆様からご意見をいただけるよう取り組んでいます。 この度、いただいたご意見は今後の施策を進める上での参考にさせていただきますので、今後ともパブリックコメント制度へのご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。</p>